

告 示

埼玉県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、飯能市入間第二用水利地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和五年十二月二十八日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和六年一月十六日から令和六年二月十四日まで

二 縦覧場所

狭山市役所
川越市役所
飯能市役所
日高市役所